

津島市自主防犯対策促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 津島市自主防犯対策促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、侵入盗、自動車盗及び特殊詐欺等の犯罪を未然に防止するために必要な防犯対策品の購入及び設置に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、市民の防犯意識高揚と安全な生活の確保に寄与することを目的とし、その交付に関しては、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「特殊詐欺対策機器」とは、次の各号のいずれかに該当する特殊詐欺対策のために設置する装置をいう。

- (1) 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を要する機器
- (2) 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の対応をし、録音を行う機能を有する機器
- (3) 通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

2 この要綱において「防犯用具」とは、犯罪の抑止及び防犯力向上に資する用具のうち侵入盗対策又は自動車盗対策に資するものをいう。ただし、防犯カメラを除く。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、別表に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、当該年度の4月1日から3月31日までの間に、別表に掲げる特殊詐欺対策機器又は防犯用具（新品に限る。以下「対象機器」という。）を購入し、及び設置した場合において、当該購入及び設置に要した経費（設置に直接関わる経費で、別表の区分ごとにそれぞれの合計額が2,000円以上となるものに限る。以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助率及び補助上限額)

第5条 補助率及び補助上限額は、対象機器の区分に応じ、それぞれ次の表に定めるところとする。

区分	補助率	補助上限額
特殊詐欺対策機器	2分の1	6,000円
防犯用具	2分の1	16,000円

2 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）又は補助上限額のいずれか少ない額とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象機器の購入日から起算して3か月を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに津島市自主防犯対策促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費が分かるレシート、領収書等の写し
- (2) 対象機器の規格が分かる取扱説明書、カタログ等の写し(当該書類の写しを添付することができない場合は、対象機器の現物を提示して確認を受けることをもって代えることができる。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、津島市自主防犯対策促進事業費補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2)により、通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定し、及び額の確定をしたときは、津島市自主防犯対策促進事業費補助金請求書(様式第3)に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の処分制限)

第9条 補助金の交付を受けて購入し、設置した対象機器は、補助金の交付の日から3年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 市長は、補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)が前項ただし書の承認に係る対象機器の処分による収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(報告の徴収等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定による報告の徴収、検査又は指示に対し、速やかに応じなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までに購入し、及び設置した対象機器に係る補助金の交付の申請にあつては、第6条中「対象機器の購入日」とあるのは、「この要綱の施行の日」と読み替えるものとする。

別表（第3条、第4条関係）

区分	補助対象者	対象機器	申請の制限等
特殊詐欺対策機器	津島市内に住所を有し、現に居住している者であって、65歳以上のもの	特殊詐欺撃退電話機（システム料を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の世帯による申請は、1回に限る。 ・補助対象者の同意がある場合は、2親等以内の者は、補助対象者に代わって申請することができる。
		自動応答録音装置	
		その他市長が適当と認める機器	
防犯用具	津島市内に住所を有し、現に居住している者	防犯センサー（カメラ機能付きのものを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の世帯による申請は、1年度につき1回に限る。 ・補助対象者の同意がある場合は、2親等以内の者は、補助対象者に代わって申請することができる。
		センサー・ライト（カメラ機能付きのものを除く。）	
		録画機能付インターホン	
		防犯フィルム（ガラス）	
		防犯砂利	
		補助錠	
		ガードプレート	
		サムターンカバー	
		防犯サッシ	
		防犯性の優れた鍵	
		自動車用タイヤロック	
		自動車用ホイールロックナット	
		自動車用ハンドルロック	
その他市長が適当と認める用具			

様式第1（第6条関係）

津島市自主防犯対策促進事業費補助金交付申請書 兼 実績報告書

年 月 日

（宛先）津島市長

申請者	住所	電話	
（補助対象者）	氏名	生年月日	
代理申請者	住所	電話	
※2親等以内	氏名	続柄	

※代理申請される場合は、ご本人様確認のため、身分証（顔写真入り）の提示が必要。

津島市自主防犯対策促進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記事項に同意の上、添付書類を添えて、次のとおり申請します。

同意事項 ※同意事項を確認の上、☑を記入してください。

- 補助金の交付を受けて購入し、設置した対象機器は、補助金の交付の日から3年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。
- 必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し報告を求め、検査し、又は指示することがある。
- 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき等は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還する場合がある。

1 購入及び設置した対象機器の内容 ※対象となるものに☑を記入してください。

<input type="checkbox"/> 特殊詐欺対策機器	<input type="checkbox"/> 特殊詐欺撃退電話機 <input type="checkbox"/> 自動応答録音装置 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 防犯用具 ※防犯用具のみで補助対象経費が2,000円以上の場合申請可 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 防犯センサー <input type="checkbox"/> センサー・ライト <input type="checkbox"/> 防犯砂利 <input type="checkbox"/> 補助錠 <input type="checkbox"/> 防犯フィルム <input type="checkbox"/> ガードプレート <input type="checkbox"/> 録画機能付インターホン <input type="checkbox"/> サムターンカバー <input type="checkbox"/> 防犯サッシ <input type="checkbox"/> 防犯性の優れた鍵 <input type="checkbox"/> タイヤロック <input type="checkbox"/> ホイールロックナット <input type="checkbox"/> ハンドルロック <input type="checkbox"/> その他（ ）

2 補助対象経費

補助対象経費	円	※ポイント利用分を除いた額 補助申請金額＝補助対象経費×1/2 特殊詐欺対策機器【補助限度額 6,000 円】 防犯用具 【補助限度額 16,000 円】 ※10 円未満切り捨て
補助申請金額	円	

添付書類

- (1) 購入した補助対象となる商品、数量、金額等が分かるもの（レシート、領収書等の写し）
※購入した日から3ヶ月以内
- (2) 製品等の規格が分かるもの（取扱説明書、カタログ等の写し又は現物の提示）
- (3) 市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

津島市自主防犯対策促進事業費補助金交付決定 兼 額の確定通知書

様

津島市長

年 月 日付で申請のありました津島市自主防犯対策促進事業費補助金について、下記のとおり決定し、額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額（確定額） 金 円

2 交付条件

補助金の交付を受けて購入し、設置した対象機器は、補助金の交付の日から3年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第8条関係）

津島市自主防犯対策促進事業費補助金請求書

年 月 日

（宛先）津島市長

申請者	住所	
	氏名	

津島市自主防犯対策促進事業費補助金について、下記により振込みをお願いします。

記

1 請求額

金	円
---	---

2 振込先

金融機関名		銀行・農協・ 信用金庫
		支店・営業所
預金種別	普通 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※添付書類 振込口座の通帳の写し等

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。